

サービスの提供に係る重要事項を記した書類

通所リハビリテーション (介護予防含む。)

- 1 西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」
通所リハビリテーション(介護予防含む)利用約款
- 2 西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」のご案内
- 3 通所リハビリテーション(介護予防含む)について
- 4 個人情報の利用目的

令和8年8月1日現在

介護老人保健施設(指定番号2851880027)
〒677-0035 西脇市上戸田 194番地の1
西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」通所リハビリテーション等（介護予防含む）利用約款

（約款の目的）

第1条 西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」通所リハビリテーション等利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション等を利用することができるものとします。ただし、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

(2) 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額11万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

(2) 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。ただし、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる

場合、祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

- 第4条 利用者は、当施設に対し利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず本契約に基づく通所リハビリテーション等の利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく通所リハビリテーション等実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則として基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション等の利用を解除・終了することができます。
 - (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - (2) 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
 - (3) 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を1ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - (4) 利用者の病状、心身状態等が悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション等が提供できないと判断された場合
 - (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設が施設サービスの提供をすることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、西脇市立介護老人保健施設条例（以下「条例」という。）第4条及び西脇市立介護老人保健施設条例施行規則第7条並びに本約款に基づく通所リハビリテーション等の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、条例第5条に定めるところにより、上記利用料金を減免することができます。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する交付先に対し、1ヶ月分の料金の合計額の請求書及び明細書を翌月の5日までに交付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該金額をその月の15日までに、支払うものとします。なお、支払方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によることができます。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項及び第2項により利用料金の支払を受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション等の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧求めたときは、閲覧を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。ただし、利用者が身元引受人に対する閲覧に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲

覧を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、これに応じます。ただし、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報保護）

第9条 当施設とその職員は、西脇市個人情報保護条例等に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連携、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命、身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により診察が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、施設利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、西脇市立西脇病院又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは

身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション等サービスに対しての要望又は苦情等について支援相談員に申し出ることができ、又は施設長宛の文書で当施設に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第13条 通所リハビリテーション等の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を全国老人保健施設協会共済会の介護老人保健施設総合補償制度に基づき賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」のご案内

(令和 8 年 8 月 1 日)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設種別	介護老人保健施設
施設名	西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」
開設年月日	平成 5 年 5 月 17 日
所在地	西脇市上戸田 194 番地の 1
電話番号・FAX 番号	0795-23-5958 ・ 0795-23-5465
設置者（管理者）	西脇市長
施設長	小出 亮
介護保険指定番号	介護老人保健施設（2851880019号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーションその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

さらに、家庭復帰の場合には、安心して退所していただけるよう療養環境の調整などの退所時の支援も行います。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

〔西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」の運営基本方針〕

- 1 施設は、居宅又は施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要医療並びに日常生活の世話をを行う。そのことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭と結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、その目的達成のため、職員の熱意と資質を向上させるよう努めるものとする。

(3) 施設の職員体制（通所リハビリ）（単位：人）

職種	職員数 (常勤換算)	業務内容
医師	1	健康管理・医療
看護職員	1	衛生管理・看護
介護職員	1	日常生活の介護
支援相談員	1	相談・生活指導
理学、作業、言語聴覚士	1	機能回復訓練
管理栄養士	2	健康管理・栄養指導
介護支援専門員	3	施設サービス計画作成
薬剤師	0.8	薬剤調剤指導
事務職員等	3	事務処理・施設管理

※ 職員数は採用等で変更があります。

(4) 通所リハビリテーション等定員

定員 20名

2 サービス内容

(1) 通所リハビリテーション等計画の立案

(2) 短期入所療養介護計画等の立案

(3) 施設サービス計画の立案

(4) 食事

昼 食	12時00分～12時45分
-----	---------------

※ 利用者の状況に合わせて提供時間を調整します。

※ 食事は原則として食堂で召しあがっていただきます。

※ おやつの時間は、午後3時から

(5) 入浴（一般浴、特別浴）

月、火、木、金曜日に、一般浴又は入浴に介助を要する方には、特別浴で対応します。ただし、利用者の身体の状態により、「清拭」となる場合があります。

(6) 医学的管理・看護

(7) 介護（退所時の支援も行います。）

(8) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(9) 相談援助サービス

(10) 行政手続代行

(11) その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

(1) 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力いただいています。

名称	西脇市立西脇病院
所在地	西脇市下戸田652番地の1
名称	井上歯科クリニック（西脇市多可郡歯科医師会）
所在地	西脇市野村町433-2

(2) 緊急時の連絡先

緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

項目	留意事項
面会時間	施設利用中
外出	事前に担当看護職員、介護職員に申し出て許可を得てください。申出が無い場合や申出が遅れた場合は、食費等をいただくことになります。
飲酒、喫煙	飲酒、喫煙は禁止です。
火気の取扱い	禁止です。食品等を温める場合は、各階ステーションに備付けの電子レンジをご利用ください。
設備、備品の利用	職員に申し出てください。
所持品、備品等の持ち込み	日常生活に必要なものだけにしてください。
金銭、貴重品の持ち込み	日常生活上に必要なもののみとし、多額の金銭や貴重品等の持ち込みはご遠慮願います。
宗教活動	個人として、他の利用者に迷惑のかからないようにしてください。
ペットの持ち込み	禁止です。

5 非常災害対策

(1) 防災設備

スプリンクラー、消火器、防火水槽、消防署への自動火災通報装置ほか

(2) 防災訓練

年2回

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び関係者等の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7 その他

(1) 相談

当施設には支援相談担当の「支援相談員」が勤務していますのでお気軽にご相談ください。

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」	支援相談員
0795-23-5958	3名

(2) 要望、苦情

ア 支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、本施設に備え付けられた「ご意見箱」もご利用ください。

イ 市・町介護保険担当者及び兵庫県国民健康保険団体連合会へも、要望・苦情の申入れをすることができます。

<別紙 2>

西脇市立老人保健施設 「しばざくら荘」 の「通所リハビリテーション（介護予防含む。）」について

1 介護保険被保険者証等の確認

ご利用のお申し込みに当たり、介護保険被保険者証等を確認させていただきます。

2 サービス概要

通所リハビリテーション等は、要介護者及び要支援者が家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づいて、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的に提供されます。このサービスを提供するに当たっては、利用者に関わる従事者の協議によって、通所リハビリテーション等計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。

3 利用料金

(1) 基本料金

ア 施設利用料

要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。当施設では、下記の時間帯とさせていただきます。また、市内の方は送迎サービスをお受けいたします。

1 日（1 回）当たりの利用料 （単位：円）

利用時間の区分	負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
6 時間以上 7 時間未満	1 割	721	856	987	1,143	1,296
	2 割	1,442	1,712	1,974	2,286	2,592
	3 割	2,163	2,568	2,961	3,429	3,888

※ 利用者負担第 4 段階以上の場合の利用料です。

※ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）【6（負担割合 2 割の場合は12、負担割合 3 割の場合は18）】を含みます。

※ 別途介護職員処遇改善加算が必要です。

月当たりの介護予防通所リハビリテーションの利用料

（単位：円）

利用時間の区分	負担割合	要支援 1	要支援 2
6 時間以上 7 時間未満	1 割	2,292	4,276
	2 割	4,584	8,552
	3 割	6,876	12,828

※ 利用者負担第 4 段階以上の場合の利用料です。

※ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）を含みます。

・要支援１の場合は【24（負担割合２割の場合は48、負担割合３割の場合は72）】

・要支援２の場合は【48（負担割合２割の場合は96、負担割合３割の場合は144）】

※ 別途、介護職員処遇改善加算が必要です。

イ 入浴介助加算（Ⅰ） 40円

【負担割合２割の場合は80円、負担割合３割の場合は120円】

（入浴サービスの提供は、月、火、木、金曜日です。）

ウ リハビリテーションマネジメント加算イ～ハ

240円／月～793円／回

（医師が説明し、利用者の同意を得た場合） 270円／回

エ 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110円／日

オ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 240／日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 1,920／月

(2) その他の料金

ア 食費（昼食（おやつを含む。）） 560円

イ 使用されたおむつ代（パット代、処分費を含む。） 実費

(3) 利用料金の支払方法

ア 毎月翌月5日頃に、1ヶ月分の請求書と明細書を発行しますので、納期限（その月の15日頃）までにお支払いください。

イ お支払いについては、指定の金融機関窓口でお願いします。

お支払いいただきますと領収書が発行されます。

4 特記事項

要介護認定を現在申請中で、認定結果がまだ決定していない状態での利用者の方へ次のことについてお知らせです。

(1) 要介護認定結果が決定するまでにサービスを利用し、認定の結果、短期入所療養介護等又は通所リハビリテーション利用者が自立と決定された場合、介護保険適用によるサービスの利用ができず、直ちに利用を停止していただくことになります。

(2) (1)のような認定結果となった場合、介護保険法に定める介護給付が受けられないため、サービスに要する費用の全額を自己負担することになり、その金額は、保険適用の場合の約10倍に相当する額になり、その費用は、利用者及び身元引受人が連帯して指定の期限までに支払っていただくことになります。

< 別紙 3 >

個人情報利用目的

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。なお、同意しがたい事項がある場合には、その旨窓口まで申し出てください。申出のないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

1 介護サービスの提供に必要な利用目的

〔施設内部での利用〕

- (1) 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ア 入退所等の管理
 - イ 会計・経理
 - ウ 事故等の報告
 - エ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔施設外への情報提供を伴う利用目的〕

- (4) 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ア 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
 - イ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ウ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - エ 家族等への心身の状況説明
 - (5) 介護保険事務のうち
 - ア 審査支払機関へのレセプトの提出
 - イ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ウ 電算システムのサポート等を受けるための個人データの提供
 - (6) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- #### 2 上記以外の利用目的

〔施設内部での利用に係る利用目的〕

- (1) 当施設の管理運営業務のうち
 - ア 当施設において行われる学生の実習への協力
 - イ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ウ 当施設において行われる事例研究

〔施設外への情報提供に係る利用目的〕

- (2) 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

**西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」
通所リハビリテーション等利用同意書**

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」の通所リハビリテーション等を利用するに当たり、西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」通所リハビリテーション等利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、その内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで同意します。

年 月 日 千
〈利用者〉住 所 _____

氏 名 _____ 印

見 本

千
〈利用者の身元引受人〉住 所 _____

氏 名 _____ 印

西脇市立老人保健施設
「しばざくら荘」施設長 様

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名		続柄	
住 所	千		
電 話	Tel	Tel	

【本約款第10条第２項緊急時及び第11条第３項事故発生時の連絡先】

順位 1	氏 名		続柄	
	住 所	千		
	電 話	Tel	Tel	
順位 2	氏 名		続柄	
	住 所	千		
	電 話	Tel	Tel	
順位 3	氏 名		続柄	
	住 所	千		
	電 話	Tel	Tel	

注意 緊急の場合、順位1から電話をかけ、連絡が取れた後の順位の方へは電話いたしません。

(年 月 日 午前・午後 時 分 説明者氏名)